

## 宮城県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成15年4月25日

宮城県監査委員 渡 邊 和 喜  
宮城県監査委員 坂 下 康 子  
宮城県監査委員 阿 部 徹  
宮城県監査委員 日 向 則 子

### 記

#### 1 監査委員の報告日

平成14年8月30日

#### 2 通知のあった日

平成15年3月25日

#### 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

##### (1) 企業局総務課

###### 監査委員の報告の内容

仙台港国際ビジネスサポートセンターの貸室において、入居率が低いので対策を講じられたい。

###### 措置の内容

インターネットのホームページなどによる情報提供や(社)宮城県宅地建物取引業協会等を通じた斡旋依頼など、あらゆる機会を通じて入居促進を図っているところである。

##### (2) 病院局県立病院課

###### 監査委員の報告の内容

各病院において過年度分の入院収益未収金が認められたので、引き続き収納促進及び未収金発生防止のための実効ある方策を検討されたい。

###### 措置の内容

入院収益未収金については、新たに制定した宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき収納の促進を図るとともに未収金発生防止に努めており、さらに、各病院に医事業務嘱託員を配置し未収金の縮減を図ることとした。